

1 情報公開審査会答申の概要

情報公開審査会答申第 317 号の概要

件名	特定の県立高等学校長が作成した昇格推薦調書非公開の件(諮問第 320 号)		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、特定の県立高等学校の前校長（以下「本件校長」という。）が校長職在職中に県立高等学校（以下「高校」という。）の教員に関して作成した昇格推薦調書のすべて及びその数量である。		
請求年月日	平成 16 年 9 月 10 日	諾否決定年月日	平成 16 年 9 月 24 日
諾否の決定内容	非公開及び文書不存在	実施機関	教育委員会（教職員課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号及び第 4 号		
非公開理由	1 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る又は個人の識別はできないが、個人の権利利益を害するおそれがあるため 2 人事管理事務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため		
不服申立年月日	平成 16 年 10 月 25 日		
不服申立ての趣旨	非公開処分のうち、平成 11 年度から平成 14 年度までの間に高校の教員に関して作成した昇格推薦調書（以下「本件推薦書」という。）及びその数量を示す文書（以下「本件数量文書」という。）の公開を求める。		
諮問年月日	平成 16 年 11 月 9 日		
審査会の結論	1 本件推薦書のうち、本件校長の氏名は、公開すべきである。 2 実施機関が、本件数量文書は作成していないため存在しないとして、公開を拒んだことは、妥当である。		
審査会の判断理由	1 本件推薦書について (1) 条例第 5 条第 1 号該当性について ア 条例第 5 条第 1 号本文該当性について (ア) 本件推薦書のうち、次に掲げる情報は、特定の個人が識別される情報と認められるので、同号本文に該当する。 a 本件校長の氏名 b 本件校長が勤務していた高校（以下「本件高校」という。）の名称及び学校番号 c 本件高校以外の高校に所属する候補者（以下「他校候補者」という。）の高校の名称（以下「他校名称」という。） d 校長候補者又は教頭候補者（以下「候補者」という。）の氏名 e 教頭歴年数及び現任校年数 f 本件高校に所属する候補者の教科及び科目（以下「本件教科」と総称する。） (イ) 本件推薦書のうち、次に掲げる情報は、特定の個人が識別される情報とは認められないので、同号本文に該当しない。 a 年度（校長候補者の昇格推薦調書（以下「校長推薦書」という。）に記載されている年度を除く。） b 推薦順位 (ウ) 本件推薦書のうち、候補者の年齢は、高校の教員の年齢が公表されていないことから、特定の個人が識別される情報とは認められないので、同号本文に該当しない。 (エ) 本件推薦書のうち、他校候補者の教科及び科目（以下「他校教科」と総称する。）は、同一の教科及び科目の教員が複数いることから、特定の個人が識別される情報とは認められないので、同号本文に該当しない。 (オ) 年度のうち、校長推薦書に記載されているものは、対象者が限られていることから、特定の教頭が識別される情報と認められるので、同号本文に該当する。 (カ) 候補者の推薦理由は、候補者に対する具体的な評価であることから、個人の思想、心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関連するものとして保護すべき情報であるので、候補者を識別することはできないが、公開することにより、候補者の権利利益が害されるおそれがあると認められるため、同号本文に該当する。		

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">審査会 の 判断理由 (続)</p>	<p>(キ) 実施機関は、本件推薦書の様式部分や枚数から、本件高校の教員に関する推薦の有無や候補者の人数が判明するため、人事異動の結果と照合することで、特定の個人が識別され、又は識別され得るとともに、本件高校の教員に対する本件校長の評価が明らかになるおそれがあると説明している。</p> <p>しかし、実施機関が、管理職昇格人事は教育委員会が総合的に判断して行うものであり、昇格推薦調書（以下「推薦書」という。）は検討の際の一資料であると説明していることからすると、本件高校の教員が識別される情報を非公開とすれば、本件推薦書の様式部分や枚数を公開しても、本件校長が一定期間に作成した推薦書の枚数が明らかになるにすぎず、特定の個人が識別されるとは認められないし、また、本件校長の特定の教員に対する評価が明らかになるともいえないので、同号本文に該当しない。</p> <p>イ 条例第5条第1号ただし書該当性について</p> <p>(ア) 本件校長の氏名は、本件校長が公務員の職務として本件推薦書を作成していることから、慣行として公にされる情報と認められるので、同号ただし書イに該当する。</p> <p>(イ) 本件高校の名称及び学校番号（校長推薦書に記載されている本件高校の名称及び学校番号を除く。）は、本件校長が公務員の職務として本件推薦書を作成していることから、公務員の職務の遂行に関して記載されたものと認められるので、同号ただし書ウに該当する。</p> <p>(2) 条例第5条第4号該当性について</p> <p>本件高校の名称及び学校番号（校長推薦書に記載された本件高校の名称及び学校番号を除く。）、候補者の年齢、他校教科、推薦順位並びに様式部分（校長推薦書に記載された年度を除く。）を公開すると、請求対象とされた一定の期間における校長候補者の人数及び年度ごとの教頭候補者の人数が分かることが認められる。</p> <p>したがって、当該情報を公開すると、本件高校の教員等の関係者には本件校長が本件高校及び他校の教員に対してどのような評価をしていたかが明らかになるため、推薦の有無と昇格結果を関連付けて、本件高校の教員等の関係者が本件校長に対して様々な評価をしたり、不当かつ不要な予見を持つ可能性は否定できず、実施機関が、これらの様々な評価や不当かつ不要な予見を払拭する説明をすることが困難であることも理解できる。また、高校の校長職にある者（以下「推薦者」という。）が公表されることを前提に記載するものではなく、公開することにより、推薦者が率直な評価を記載できなくなるおそれがあると認められる。</p> <p>したがって、本件高校の名称及び学校番号（校長推薦書に記載された本件高校の名称及び学校番号を除く。）、候補者の年齢、他校教科、推薦順位並びに様式部分（校長推薦書に記載された年度を除く。）は、公開すると、今後、反復継続される管理職昇格人事に係る事務の適正な遂行に大いに支障を及ぼすこととなり、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第5条第4号に該当する。</p> <p>2 本件数量文書について</p> <p>実施機関は、推薦書は、推薦者が、高校の次年度の新たな校長又は教頭にふさわしいと考える者を、候補者として推薦するために作成されるものであり、管理職昇格人事案を検討する際の資料となるが、その過程で、推薦書の数量を把握や管理する必要はないので、本件数量文書を作成していないと説明しており、この説明に反する特段の事情は認められないことから、本件数量文書を作成していないとする実施機関の説明は、不合理であるとはいえない。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成 18 年 5 月 9 日（答申第 317 号）</p>

情報公開審査会答申第 318 号の概要

件名	特定マンション建設計画に係る建築確認申請書一部非公開の件（諮問第 356 号）		
請求文書の概要	<p>本件請求対象文書は、次に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特定のマンション（以下「本件マンション」という。）の建築確認申請書（以下「本件申請書」という。） 2 シックハウス・換気計算書（以下「本件計算書」という。） 3 設計概要・面積算定、配置図ピット平面図、浄化槽設備フロー図、浄化槽設備平面図、各階床伏図、軸組図（1）から（3）まで、日影図時間形状図及び日影図等時間図（以下「本件設計図書」と総称する。） 		
請求年月日	平成 17 年 6 月 10 日	諾否決定年月日	平成 17 年 7 月 8 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	知事（土木事務所）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 2 号		
非公開理由	法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるため。		
不服申立年月日	平成 17 年 8 月 24 日	不服申立ての趣旨	一部非公開処分の取消しを求める。
諮問年月日	平成 17 年 9 月 2 日		
審査会の論結	<p>本件申請書のうち、次に掲げる部分は公開すべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本件マンションの建築主（以下「本件建築主」という。）の電話番号（以下「本件電話番号」という。） 2 第四面のうち、建物番号 2 に係る「その他必要な事項」の欄に記載された情報 3 第五面のうち、階数の表示 4 居室ごとの機械換気設備のうち、各項目の名称及び各項目の具体的な記載（既に公開されているものに限る。） 5 天井裏等への措置として記載された情報 6 使用建築材料表のうち、使用建築材料の等級区分 		
審査会の判断理由	<p>（条例第 5 条第 2 号該当性について）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本件申請書について <ol style="list-style-type: none"> （1）本件電話番号について <p>株式会社である本件建築主は、事業を営むに当たり、本件電話番号を公にしていることが通常であるため、本件電話番号を公開しても本件建築主の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する特別な事情は認められないことから、条例第 5 条第 2 号本文に該当しないと判断する。</p> <p>なお、実施機関は、国土交通省からの指導に従い、本件電話番号を非公開としたと説明しているが、国土交通省の指導は、上記の当審査会の判断を左右するものではない。</p> （2）本件申請書の第四面のうち、建物番号 1 に係る最高の軒の高さ、階別の床面積、屋根、外壁及び軒裏並びに建物番号 2 に係る最高の軒の高さ及び「その他必要な事項」の欄に記載された情報（以下「本件第四面情報」と総称する。）について <ol style="list-style-type: none"> ア 最高の軒の高さ、各階別床面積、屋根、外壁及び軒裏（以下「最高軒高さ等」と総称する。）には、それぞれの建築に採用する具体的な工法、材料又は面積等が記載されており、本件マンションの設計者（以下「本件設計者」という。）の設計上のノウハウであると認められる。したがって、最高軒高さ等は、公開することにより、本件設計者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第 5 条第 2 号本文に該当する。 イ 建物番号 2 に係る「その他必要な事項」の欄に記載された情報（以下「必要事項」という。）は、建物番号 2 の用途及び当該用途に使用される設備の種類である。 <p>当該用途は、本件処分で、既に別の文書において公開されており、当該用途に使用される設備の種類については、公開はされていないものの、具体的な記載がない。したがって、必要事項は、本件設計者の設計上のノウハウとは認められないため、条例第 5 条第 2 号本文に該当しない。</p> （3）本件申請書の第五面のうち、建物番号 1 に係る階数、階の高さ、居室の天井の高さ及び用途別床面積欄の床面積（以下「本件第五面情報」と総称する。）について 		

<p>審査会の 判断理由 (続き)</p>	<p>ア 本件第五面情報は、本件マンションの各階ごとの情報であるが、本件マンションの用途が共同住宅のみであることは既に公開されていることから、本件マンションの各階の用途が共同住宅であることは明らかである。</p> <p>したがって、階数は、公開しても、本件設計者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないため、条例第5条第2号本文に該当しない。</p> <p>イ 階の高さ、居室の天井の高さ及び用途別床面積欄の床面積（以下「階の高さ等」と総称する。）は、限られた条件下で、本件建築主の要望を満たすために積算された結果であり、本件設計者の設計上のノウハウであると認められる。</p> <p>したがって、階の高さ等は、公開することにより、本件設計者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第5条第2号本文に該当する。</p> <p>2 本件計算書について</p> <p>(1) 居室ごとの機械換気設備には、機械換気設備に係る各項目（以下「本件項目」という。）の名称（以下「本件項目名称」という。）が記載されていることが認められる。</p> <p>本件項目名称は、機械換気設備を設計する際に通常用いられる名称であり、本件設計者の設計上のノウハウであるとは認められないため、条例第5条第2号本文に該当しない。</p> <p>(2) 本件項目の具体的な記載のうち、本件処分で、別の文書において既に公開されているものについては、同号本文には該当しない。</p> <p>(3) 本件項目の具体的な記載のうち、公開されていないものについては、機械換気設備を設計するに当たり積算された数値等であり、本件設計者の設計上のノウハウであると認められるため、同号本文に該当する。</p> <p>(4) 天井裏等への措置には、居室の天井裏等の各部位の名称及び使用される建築材料について記載されていることが認められる。</p> <p>天井裏等の各部位の名称は、本件建築主が独自に創作したものではなく、また、使用される建築材料についても、具体的な建築材料の名称は記載されていないため、本件設計者の設計上のノウハウであるとまではいえない。</p> <p>したがって、天井裏等への措置は、本件設計者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないため、条例第5条第2号本文に該当しない。</p> <p>(5) 使用建築材料表には、居室ごとの床面積及び居室の各部分に使用される建築材料の等級区分が記載されていることが認められる。</p> <p>ア 居室ごとの床面積（以下「居室床面積」という。）について</p> <p>居室床面積は、本件建築主が共同住宅を経営する上で有する独自の営業ノウハウを基に設計されたものと考えられる。</p> <p>したがって、居室床面積は、公開することにより本件建築主の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第5条第2号本文に該当する。</p> <p>イ 建築材料の等級区分（以下「本件等級区分」という。）について</p> <p>本件等級区分は、具体的な建築材料の名称ではないため、本件設計者の設計上のノウハウであるとまではいえない。</p> <p>したがって、本件等級区分は、本件設計者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないため、条例第5条第2号本文に該当しない。</p> <p>3 本件設計図書について</p> <p>本件設計図書は、相当の報酬を支払う本件建築主のために、本件設計者が、建築設計に関する高度の専門的な知識や技術を駆使して作成したものであり、いずれも未公表であるため、本件設計者の人格上及び財産上の権利の対象として保護されるべきものである。</p> <p>したがって、本件設計図書は、公開すると、本件設計者の人格上及び財産上の権利を侵害することになると認められるので、条例第5条第2号本文に該当する。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成 18 年 5 月 9 日（答申第 318 号）</p>

情報公開審査会答申第 319 号の概要

件名	指定動物飼養許可申請書等一部非公開の件（諮問第 359 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、特定のテレビ撮影（以下「本件撮影」という。）に関して提出された指定動物飼養許可申請書（以下「本件申請書」という。）及び添付書類（以下「本件行政文書」と総称する。）である。		
請求年月日	平成 17 年 5 月 10 日	諾否決定年月日	平成 17 年 5 月 24 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	知事（動物保護センター）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号		
非公開理由	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るため。		
不服申立年月日	平成 17 年 7 月 22 日	不服申立ての趣旨	一部非公開処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<p>1 個人情報に関する最近の司法判断は、大阪地裁平成 4 年（行ウ）第 47 号事件の平成 9 年 3 月 25 日判決及び東京高裁平成 13 年（行コ）第 67 号・同第 114 号事件の平成 13 年 12 月 20 日判決にも見られるように、「公務員にとどまらず個人の個人情報であっても行政とのかかわりにおいてプライバシーと無関係か、非公開として保護するに値しない場合には『個人情報』にはあたらない」と判断する判決が続いており、「個人情報」というものを行政が字義どおりの解釈をしてしまうと、プライバシーの保護という本来の趣旨を超えて、非公開とする範囲が、意味もなくあまりにも広くなりすぎてしまい、県民の知る権利が不当に侵害を受ける事態となってしまうため、情報の内容が私的な領域に含まれず、真に個人情報として保護すべき情報といえないものは、条例にいう「個人情報」に該当しないとするのが、今日の司法の判断の基準である。</p> <p>実施機関は、個人情報をプライバシーと同一視し、権利の濫用を行って拡大解釈し、何が個人情報として保護されるべき情報なのかを明らかにせず、司法判断を侮辱し、個人情報であるか明確でないものですら、実施機関の警察官らの不祥事を隠ぺいしたいという動機から強引に個人情報であるという強弁を行っている。</p> <p>警部補以下の警察官の印鑑が、印鑑証明登録などされており、その印鑑が警察官の個人的な権利利益の取引や、個人の秘密、個人の私生活その他の他人に知られたくない個人のプライバシーに関することに使用されているようなものでない限りは、警察官の印影は、個人情報などではなく、ただ単なる神奈川県の組織機構に関する情報である。</p> <p>2 本件申請書は、神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例により「人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物」として指定を受けた指定動物を飼養し、又は保管をしようとする場合に、知事の許可を受けるために提出されるものである。したがって、本件行政文書に記載された指定動物は危険性を有する動物であることから、万が一、逃走などをした場合、県民の生命、身体又は財産に危害を加えるおそれがあるため、飼養関係者等によって緊急に捕獲又は回収される必要がある。</p> <p>しかし、緊急連絡先に記載された警察の電話番号に連絡しても、指定動物に対する専門的な知識も有していないことや本件撮影について把握していないことなどから対応できない。また、神奈川県（以下「県」という。）の担当機関に連絡しても、土日等の休みの日は連絡がつかないことや、本件撮影の場所と緊急連絡先との距離が遠距離であることから緊急の対応はほとんど不可能な状態である。したがって、緊急連絡先に記載された特定の作業従事法人（以下「本件法人」という。）に連絡する以外に、緊急連絡をするためのまともな方法がないが、本件法人が緊急事態にまともに対応することができるとは、まったく思えない。</p> <p>また、固定電話番号等に連絡が可能というだけでは、何らかの理由で緊急時に連絡がつかないこともあり得るのであり、神奈川県情報公開審査会の答申第 280 号は、「一般人が危険を発見した場合に、主催者などの固定電話番号に連絡することが可能なら、携帯電話番号は公開しないでもいい」という内容のことをいっているが、これでは実際の危険から、県民を確実に救出できるとはいえない。単に固定電話番号の電話につながることで実際に緊急事態の解決が図られるということは、別の次元のことである。</p> <p>したがって、実際に緊急事態に対する即応性があると認められる本件携帯電話番号は、条例第 5 条第 1 号ただし書エの「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護する</p>		

	ため、公開することが必要であると認められる情報」に該当する。
諮問年月日	平成 17 年 8 月 25 日(受理)
審査会の結論	特定のテレビ撮影に関して提出された指定動物飼養許可申請書及び添付書類のうち、緊急連絡先に記載された担当者の携帯電話番号を非公開としたことは、妥当である。
審査会の判断理由	<p>1 本件行政文書について</p> <p>本件行政文書は、本件撮影に伴い、本件指定動物を飼養又は保管するために提出された本件申請書及び添付書類である。</p> <p>実施機関は、本件不服申立てを受けて、本件変更決定を行っていることが認められるので、当審査会としては、本件変更決定後もなお非公開とされた本件携帯電話番号について、以下、検討する。</p> <p>2 条例第 5 条第 1 号該当性について</p> <p>(1) 条例第 5 条第 1 号本文該当性について</p> <p>条例第 5 条第 1 号本文は、プライバシーであるかどうか不明確である個人に関する情報も含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。本件携帯電話番号は、本件法人の特定の従業員の連絡先として記載された携帯電話番号であると認められることから、特定の個人が識別される情報であることから、同号本文に該当する。</p> <p>(2) 条例第 5 条第 1 号ただし書エ該当性について</p> <p>不服申立人は、本件指定動物が逃走などした場合、県民の生命、身体又は財産に危害を加えるおそれがあるため、飼養関係者等によって緊急に捕獲又は回収される必要があるが、公開されている固定電話番号に電話がつながるだけでは緊急事態の解決を図ることができないので、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、本件携帯電話番号を公開することが必要である旨主張している。</p> <p>しかし、緊急連絡先として、本件法人及び県の担当機関の固定電話番号が公開されており、本件撮影が行われたのは平日であることから、一般人が危険を発見した場合、これらの電話番号に連絡すれば、本件法人又は県が、本件法人の緊急連絡先である担当者と連絡を取ることにより、緊急時の対応が可能であると考えられる。</p> <p>また、本件行政文書の情報公開請求時点において、本件撮影は既に終了していたことから、本件携帯電話番号は、緊急連絡先としての役目を既に終了していたと考えられる。</p> <p>したがって、本件携帯電話番号は、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するために公開することが必要な情報とまでは認められず、同号ただし書エに該当しないと判断する。</p>
答申年月日	平成 18 年 5 月 9 日 (答申第 319 号)

情報公開審査会答申第 320 号の概要

件名	歴史的風土特別保存地区内行為許可申請書等一部非公開の件（諮問第 360 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、歴史的風土特別保存地区（以下「本件地区」という。）内行為（行為変更）許可（以下「本件許可」という。）申請書（以下「本件許可申請書」という。）及び位置図（以下「本件許可申請書等」と総称する。）並びに本件地区買入れ状況のうち、平成 15 年度及び平成 16 年度に神奈川県（以下「県」という。）が買入れた土地（以下「本件土地」という。）に係るもの（以下「本件行政文書」と総称する。）である。		
請求年月日	平成 17 年 6 月 27 日	諾否決定年月日	平成 17 年 8 月 8 日
諾否決定内容	一部非公開	実施機関	知事（緑政課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号及び第 2 号		
非公開理由	1 特定の個人が識別されるため 2 法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため		
不服申立年月日	平成 17 年 9 月 12 日	不服申立ての趣旨	一部非公開処分の取消しを求める。
諮問年月日	平成 17 年 9 月 20 日（受理）		
審査会の結論	<p>平成 15 年度及び平成 16 年度に神奈川県が古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に基づいて買入れた土地に係る本件許可申請書及び位置図並びに本件地区買入れ状況のうち、次に掲げる部分は、公開すべきである。</p> <p>（1）本件許可申請書の「行為の種類」 （2）本件許可申請書の個人の申請者の印影 （3）本件許可申請書等のうち、代理人である法人等の名称、郵便番号、所在地及び電話番号並びに代表者の役職名、氏名及び印影 （4）本件地区買入れ状況のうち、「用地費」</p>		
審査会の判断理由	<p>1 本件行政文書について 歴史的風土の保存に関する特別措置法（以下「法」という。）は、わが国固有の文化的資産として国民がひとしくその恵沢を享受し、後代の国民に継承されるべき古都における歴史的風土を保存するために国等において講ずべき特別の措置を定め、もって国土愛の高揚に資するとともに、ひろく文化の向上に寄与することを目的としている。 また、特別の措置として、本件地区内の土地を、土地所有者から土地の買入れの申出があった場合に、一定の条件のもと、当該土地を買入れるものとしている。 本件行政文書は、平成 15 年度及び平成 16 年度に県が法に基づいて買入れた土地に係る許可申請書及び位置図並びに本件地区買入れ状況を記載した文書である。</p> <p>2 条例第 5 条第 1 号該当性について （1）条例第 5 条第 1 号本文該当性について 次に掲げる情報（以下「個人印影等」と総称する。）は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。 ア 本件許可申請書が個人からのものである場合の申請者（以下「個人申請者」という。）の印影及び電話番号 イ 個人申請者の「行為の種類」及び「用地費」（土地の買入れ価額） ウ 代理人（法人及び事業を営む個人を除く。）の郵便番号、住所、氏名、印影及び電話番号 （2）条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について ア 個人の印影について 個人の印影は、従来から氏名と同一視又はこれに準じて取り扱っており、個人申請者の氏名は、不動産登記簿に公示され、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められていることから、その印影についても、条例第 5 条第 1 号ただし書アに該当する。</p>		

<p>審査会 の判断 理由 (続き)</p>	<p>イ 「行為の種類」について (ア) 本件許可申請書等にある「行為の種類」は、法第8条第1項各号に掲げられた行為であり、その実施には、知事の許可が必要とされている。個人申請者は、同許可が行われなかったことから、その所有する土地の利用に著しい支障をきたすことになったので、本件土地の買入れの申出を県に行い、買い取られた者である。 (イ) 本件許可申請書等にある「行為の種類」は、本件申請に対する不許可の妥当性を判断する重要な情報であり、また、県には、本件土地の買入れに関する説明責任があると認められる。 したがって、本件許可申請書等にある「行為の種類」は、公にすることが予定されている情報であり、条例第5条第1号ただし書イに該当する。</p> <p>ウ 「用地費」(土地の買入れ価額)について (ア) 法第11条において、県が本件申請土地の買入れをする場合の土地の価額は、時価とされ、その算定は、政令で定めるところにより、評価基準に基づいて算定しなければならないとされている。 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令第9条において、県が土地の買入れをする場合の土地の価額は、不動産鑑定士等による近傍類地の取引価額等を考慮して算定した相当な価額とされている。 (イ) 当審査会が実施機関に確認したところ、県は、買入れの対象土地ごとに2者による不動産鑑定を行い、その平均価額をもって、「用地費」(土地の買入れ価額)としている。 このように算定された「用地費」は、①契約当事者間の自由な交渉の余地が少ない客観的な価額であること、②本件土地が県により買入れられた事実は、不動産登記簿に登記され公示されているので、本件土地の形状、地積等は、容易に調査できる事項であることから、本件土地の価額は、推認し得る一定範囲の価額であり、一般人にもおおよその見当をつけることができるものと認められる。 したがって、本件行政文書のうち、「用地費」は、公にすることが予定されている情報と考えられることから、条例第5条第1号ただし書イに該当する。</p> <p>3 条例第5条第2号本文該当性について (1) 本件申請が法人からのものである場合の申請者(以下「法人申請者」という。)に係る本件許可申請書等の「行為の種類」について 前記2(2)イに記載したとおり、本件許可申請書等の「行為の種類」は、公にすることが予定されている情報であることから、公開しても、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないので、同号本文に該当しない。 (2) 法人申請者に係る本件許可申請書等の「用地費」(土地の買入れ価額)について 前記2(2)ウに記載したとおり、「用地費」は、公にすることが予定されている情報であることから、公開しても、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないので、同号本文に該当しない。 (3) 代理人(法人及び事業を営む個人に限る。)の名称、郵便番号、所在地及び電話番号並びに代理人である法人の代表者の役職名、氏名及び印影(以下「代理人名称等」と総称する。)について 代理人名称等は、公開しても、単に本件許可申請書等の代理人であることが明らかになるだけで、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、同号本文に該当しない。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成18年5月9日(答申第320号)</p>

情報公開審査会答申第 321 号の概要

件名	特定の法人の経営革新計画に係る承認申請書等一部非公開の件（諮問第 350 号）		
請求文書の概要	<p>本件請求対象文書は、特定の法人（以下「本件法人」という。）が神奈川県に提出した次に掲げる文書である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 経営革新計画に係る承認申請書 2 申請者及び計画内容に関する概要説明書 3 新たな取組の内容に関する参考資料 4 中小企業経営革新事業計画書 		
請求年月日	平成 17 年 6 月 6 日	諾否決定年月日	平成 17 年 6 月 20 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	知事（工業振興課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号及び第 2 号		
非公開理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 特定の個人が識別されるため 2 法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため 		
不服申立年月日	平成 17 年 7 月 15 日	不服申立ての趣旨	一部非公開処分の取消しを求める。
諮問年月日	平成 17 年 7 月 29 日（受理）		
審査会の結論	本件請求対象文書を一部非公開としたことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 条例第 5 条第 1 号該当性について 本件請求対象文書のうち、概要説明書に記載された連絡担当者並びに事業計画書に記載された連絡担当者、環境グループ責任者、事務局担当者、現場責任者、経理担当者及び研究担当者の氏名は、個人に関する情報であり、特定の個人が識別されることから、同号本文に該当する。 2 条例第 5 条第 2 号該当性について (1) 条例第 5 条第 2 号本文該当性について ア 実施計画等情報、事業内容等情報及び財務内容等情報は、専ら本件法人の内部管理の事項に属する情報であり、公開することにより本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、同号本文に該当する。 イ 参考資料及び研究開発等情報は、本件法人が実施した研究開発に係るノウハウに関する情報であり、公開することにより本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、同号本文に該当する。 (2) 条例第 5 条第 2 号ただし書該当性について ア 不服申立人は、本件請求対象文書の内容が不服申立人が開発し販売する商品の内容であり、非公開とされた情報を公開しないと不服申立人の権利利益を侵害すると主張していることから、この主張は、同号ただし書に該当する事由がある旨の主張を含むものと解されるので、以下、この点について検討する。 イ 不服申立人が開発した商品を利用して革新計画の承認の申請及び本件補助金の交付申請がなされ、当該商品に係る発明者名誉権、特許権申請権又は製造権が害されているというような事実があるとしても、同号本文に該当する情報を一般に公にすることが必要であるとはいえず、実施計画等情報、事業内容等情報、財務内容等情報、参考資料及び研究開発等情報は、同号ただし書に該当しない。 		
答申年月日	平成 18 年 5 月 24 日（答申第 321 号）		

情報公開審査会答申第 322 号の概要

件名	特定交番の引継簿一部非公開の件（諮問第 368 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、特定交番において作成された引継簿である。		
請求年月日	平成 17 年 8 月 19 日	諾否決定年月日	平成 17 年 8 月 31 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	警察本部長
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号		
非公開理由	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るため。		
不服申立年月日	平成 17 年 10 月 21 日	不服申すの趣旨	一部非公開処分の取消しを求める。
諮問年月日	平成 17 年 11 月 10 日（受理）		
審査会の結論	本件請求対象文書を一部非公開としたことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>〈条例第 5 条第 1 号該当性について〉</p> <p>1 条例第 5 条第 1 号本文該当性について 特定の個人の氏名及び特定の車両登録番号（以下「本件番号」という。）は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることから、同号本文に該当する。</p> <p>2 条例第 5 条第 1 号ただし書イ該当性について （1）不服申立人は、登録番号を示す番号標（ナンバープレート）は、道路運送車両法及び道路運送車両法施行規則において周囲から見やすい位置に取り付けることを所有者に義務付けているのであるから、車両登録番号に関する個人情報、保護に値するだけの内容を持つものではない旨主張している。 （2）しかし、登録番号を示す番号標が、道路運送車両法及び道路運送車両法施行規則において周囲から見やすい位置に取り付けることが義務付けられているからといって、本件番号が、直ちに、一般に公にされているとまでは認められない。 したがって、本件番号は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないので、同号ただし書イに該当しない。</p>		
答申年月日	平成 18 年 5 月 24 日（答申第 322 号）		

情報公開審査会答申第 323 号の概要

件名	漁港区域一時使用届出書一部非公開の件（諮問第 367 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、特定のCM撮影に関して提出された漁港区域一時使用に係る依頼文の添付書類である。		
請求年月日	平成 17 年 8 月 24 日	諾否決定年月日	平成 17 年 9 月 2 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	知事（漁港事務所）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号		
非公開理由	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るため。		
不服申立年月日	平成 17 年 10 月 27 日	不服申立ての趣旨	一部非公開処分の取消しを求める。
諮問年月日	平成 17 年 11 月 8 日		
審査会の結論	本件請求対象文書を一部非公開としたことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>〈条例第 5 条第 1 号該当性について〉</p> <p>1 条例第 5 条第 1 号本文該当性について 条例第 5 条第 1 号本文は、プライバシーであるかどうか不明確である個人に関する情報も含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。 現場担当法人（以下「本件法人」という。）の担当者の氏名（以下「本件氏名」という。）及び携帯電話番号（以下「本件番号」という。）は、本件法人の特定の従業員の連絡先として記載されたものであると認められることから、特定の個人が識別される情報であり、同号本文に該当する。</p> <p>2 条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について 本件氏名及び本件番号は、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。</p>		
答申年月日	平成 18 年 6 月 19 日（答申第 323 号）		

情報公開審査会答申第 324 号の概要

件名	特定施設立入検査報告書不存在の件(諮問第 370 号)		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、平成 13 年 3 月 2 日以前及び平成 15 年 9 月 30 日以後に作成された、特定の一般廃棄物処理施設（以下「本件施設」という。）に対する立入検査報告書である。		
請求年月日	平成 17 年 9 月 9 日	諾否決定年月日	平成 17 年 9 月 16 日 平成 17 年 11 月 15 日（変更決定）
諾否の決定内容	一部非公開 （一部文書不存在）	実施機関	知事（地域県政総合センター）
非公開根拠条項	—		
非公開理由	本件請求対象文書のうち、平成 10 年 5 月 1 日より前の立入検査報告書（以下「本件不存在文書」という。）は存在しない。		
不服申立年月日	平成 17 年 10 月 4 日	不服申立ての趣旨	一部非公開処分の取消しを求める。
諮問年月日	平成 17 年 11 月 21 日（受理）		
審査会の結論	実施機関が、本件不存在文書は存在しないとして、一部非公開としたことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>1 審査会が判断する範囲について 実施機関は、不服申立てを受けて、変更決定を行っていることが認められる。不服申立人は、変更決定前に不服申立てに対する決定を行うべきであると主張しているが、当審査会は、行政文書の公開請求に対する諾否決定の当否について実施機関から意見を求められているのであり、この不服申立人の主張については、意見を述べる立場にないので、変更決定後もなお不存在とされた文書（以下「4 月 30 日以前文書」という。）について、以下、検討する。</p> <p>2 4 月 30 日以前文書の存否について (1) 当審査会において、神奈川県文書管理規則（以下「規則」という。）を確認したところ、規則第 9 条第 2 項は、行政文書について、別表の保存期間の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の行政文書の類型の欄に掲げる類型に基づき、保存期間を設定しなければならないと規定しており、別表で、「監査及び検査に関するもの」は「3 年保存とするもの」の行政文書の類型の欄に、「訴訟及び土地収用裁決に関するもの」は「30 年保存とするもの」の行政文書の類型の欄に記載されている。 本件請求対象文書は、立入検査の報告書であることから、保存期間は 3 年であるが、本件施設に関して県が訴訟当事者となった時点で、訴訟に関する文書として保存期間が 30 年となる。県が訴訟を提起されたのは平成 15 年 1 月であるが、実施機関は、平成 14 年 5 月に本件施設の設置者が提訴された時点で、保存されていた本件施設に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく報告書（以下「本件報告書」という。）をすべて 30 年保存文書である訴訟関係文書として取り扱ったことが認められる。 (2) したがって、平成 14 年 5 月時点で、保存期間は満了しているが公文書館に引き渡していなかった平成 10 年度の本件報告書（以下「10 年度文書」という。）を含め、保存されていた本件報告書をすべて 30 年保存文書として取り扱ったため、平成 10 年 5 月 1 日以後の文書は存在するとの実施機関の説明は、納得できる。 また、不服申立人は、平成 10 年 5 月 1 日という日付に疑問を感じるとの主張をしているが、実施機関は、通常、文書は年度単位で管理していることから、10 年度文書はすべて保存されていると考えているものの、最も古い日付が平成 10 年 5 月 1 日だったことから、変更決定書には平成 10 年 5 月 1 日以後の本件報告書について公開すると記載したと説明しており、この実施機関の説明に不合理な点はない。 (3) 不服申立人は、以前から県に本件施設について実情を訴えており、関連文書である本件不存在文書が廃棄されるはずがないと主張しているが、実施機関は、4 月 30 日以前文書は保存期間を延長する必要がなかったことから保存期間である 3 年保存後に、公文書館に引渡しをしていると説明しており、この説明に反する特段の事情は認められないことから、4 月 30 日以前文書については、通常どおり 3 年の保存期間満了後、引き渡していたため存在しないとの実施機関の説明は、不合理とはいえない。</p>		
答申年月日	平成 18 年 6 月 19 日（答申第 324 号）		

情報公開審査会答申第 325 号の概要

件名	特定の撮影に係る海岸保全区域一時使用届一部非公開の件（諮問第 371 号）		
請求文書の概要	<p>本件請求対象文書は、次に掲げる文書である。</p> <p>1 特定の映画撮影（以下「本件撮影」という。）に関する海岸保全区域一時使用届（以下「本件使用届」という。）のうち、平成17年9月8日付けで提出されたもの（以下「9月8日届」という。）</p> <p>2 本件使用届のうち、平成17年9月12日付けで提出されたもの（以下「9月12日届」という。）</p> <p>なお、本件処分に関して、実施機関は平成17年12月8日付けで変更決定（以下「本件変更決定」という。）を行い、9月8日届は全部公開されたが、不服申立ては維持されている。</p>		
請求年月日	平成17年9月13日	諾否決定年月日	平成17年9月15日 平成17年12月8日（変更決定）
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	知事（土木事務所）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例第5条第1号		
非公開理由	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るため。		
不服申立年月日	平成17年10月27日	不服申立ての趣旨	一部非公開処分の取消しを求める。
諮問年月日	平成17年12月9日（受理）		
審査会の結論	本件請求対象文書を一部非公開としたことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>1 本件請求対象文書について</p> <p>本件請求対象文書は、本件撮影を行うに当たり、特定の法人が海岸を一時的に使用するに際して提出された海岸保全区域一時使用届である。</p> <p>なお、実施機関は、本件不服申立てを受けて、本件変更決定を行っていることが認められるので、当審査会としては、本件変更決定後もなお非公開とされた9月12日届に記載されている特定の映画撮影の責任者の肩書き（以下「本件肩書き」という。）、氏名（以下「本件氏名」という。）及び携帯電話番号（以下「本件番号」という。また、本件肩書き、本件氏名及び本件番号を「9月12日非公開情報」と総称する。）について、以下、検討する。</p> <p>2 条例第5条第1号該当性について</p> <p>（1）条例第5条第1号本文該当性について</p> <p>条例第5条第1号本文は、プライバシーであるかどうか不明確である個人に関する情報も含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。</p> <p>9月12日非公開情報は、特定の法人の特定の従業員の連絡先として記載されたものであると認められることから、特定の個人が識別される情報であり、同号本文に該当する。</p> <p>（2）条例第5条第1号ただし書該当性について</p> <p>9月12日非公開情報は、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。</p>		
答申年月日	平成18年6月19日（答申第325号）		

情報公開審査会答申第 326 号の概要

件名	特定の墓地拡張計画に係る理由書公開の件（諮問第 375 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、特定の墓地の経営の許可等に関する書類及び拡張計画（以下「本件計画」という。）手続に関する一切の書類のうち、墓地経営許可申請書関係及び墓地等変更計画協議書関係に係る申請等の理由を記載した書類である。		
請求年月日	平成 17 年 1 月 11 日	諾否決定年月日	平成 17 年 1 月 11 日及び 2 月 21 日（変更決定） 平成 18 年 2 月 23 日（答申第 285 号を受けた決定）
諾否の内容	公開	実施機関	知事（保健福祉事務所）
公開根拠条	条例第 5 条第 2 号非該当		
公開理由	法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められないため		
不服申立年月日	平成 18 年 3 月 9 日	不服申立ての趣旨	公開処分の取消しを求める。
諮問年月日	平成 18 年 3 月 15 日		
審査会の結論	本件請求対象文書を公開するとしたことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>1 本件不服申立てについて</p> <p>(1) 本件請求対象文書については、当審査会において、諮問第 326 号として審議し、平成 17 年 11 月 29 日付けで、不服申立ての対象となった「計画区画総数及びその積算内訳」、「檀・信徒数」、「檀・信徒のうち墓地を持たない檀・信徒世帯数」（以下「本件情報」と総称する。）を全部公開すべきとの答申（以下「本件答申」という。）を行っている。</p> <p>(2) 実施機関は、本件答申を受けて、平成 18 年 2 月 23 日付けで、本件情報を公開するとした処分（以下「本件処分」という。）を行ったが、不服申立人から、本件処分を取り消すべきである旨の不服申立てが行われ、本件諮問に至っている。</p> <p>(3) 当審査会としては、本件処分について審議し、答申するが、本件情報の公開の当否については、本件答申及び本件処分において、既に判断がなされていることから、本件答申で検討されなかった事情で、その判断に影響を及ぼす特段の事情が認められない限り、本件答申と異なる判断はできないものとする。</p> <p>2 不服申立人の主張について</p> <p>(1) 不服申立人は、本件情報を公開することにより、不服申立人の競争上の地位が害され、その結果、安定した寺院経営及びその発展という正当な利益が損なわれること、また、不服申立人が神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例（以下「墓地条例」という。）第 5 条第 2 号に基づき、本件計画に関して開催した住民説明会（以下「本件説明会」という。）で近隣住民に説明されたことをもって、本件情報が条例第 5 条第 2 号本文に該当しないと判断することは誤りであると主張している。</p> <p>(2) 当審査会では、本件答申において、次のように判断している。</p> <p>ア 不服申立人は、本件情報の大半を、本件説明会で近隣住民に説明していることが認められる。</p> <p>イ 墓地条例第 5 条第 2 号が、本件説明会を開催しなければならないことを規定している趣旨は、墓地の経営が公益性を有すると同時に、近隣住民等の迷惑となる可能性があることから、墓地を経営しようとする者に近隣住民等への説明責任を課したものであると解される。</p> <p>ウ 墓地条例第 5 条第 2 号の趣旨から考えると、本件説明会において説明すべき情報を公開しても、不服申立人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないので、本件情報は、条例第 5 条第 2 号本文に該当しない。</p> <p>(3) 不服申立人が主張する本件情報を公開した場合の支障は、具体的な事例を基に述べられたものではなく、本件答申の判断を変更する特段の事情があるとまでは認められないことから、本件答申の判断を維持することが妥当である。</p>		
答申年月日	平成 18 年 6 月 19 日（答申第 326 号）		

情報公開審査会答申第 327 号の概要

件名	特定の審査請求に関する県税事務所長の知事説明書類一部非公開の件（諮問第 376 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、不服申立人である特定の法人（以下「本件法人」という。）が提起した審査請求に関して県税事務所長が知事に説明した書面である。		
請求年月日	平成 15 年 1 月 28 日	諾否決定年月日	平成 15 年 2 月 10 日及び 14 日 平成 18 年 2 月 13 日（答申第 276 号を受けた変更決定）
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	知事（税務課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 2 号及び第 7 号		
非公開理由	1 法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため 2 地方税法第 22 条の規定により公開できない情報であるため		
不服申立年月日	平成 18 年 3 月 13 日	不服申立ての趣旨	一部非公開処分の取消しを求める。
諮問年月日	平成 18 年 4 月 3 日（受理）		
審査会の結論	本件請求対象文書を一部非公開としたことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>1 条例第 5 条第 2 号該当性について</p> <p>(1) 条例第 5 条第 2 号本文該当性について</p> <p>本件請求対象文書の非公開部分のうち、本件法人の県税に係る審査請求の内容に関する情報は、単に本件法人が行政不服審査法に基づき権利行使したことを示すだけでなく、本件法人の県税に係る審査請求の内容が明らかになり、また、県税の賦課決定処分に関する情報は、本件法人の課税の状況が明らかになる情報であるので、公開することにより、本件法人の信用、社会的評価及び競争上の地位に影響を及ぼすおそれがあるものと認められる。</p> <p>したがって、本件請求対象文書の非公開部分を公開すると、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと考えられることから、条例第 5 条第 2 号本文に該当する。</p> <p>(2) 条例第 5 条第 2 号ただし書該当性について</p> <p>本件請求対象文書の非公開部分である本件法人の県税に係る審査請求の内容及び県税の賦課決定処分に関する情報に、不服申立人が主張するような本件法人に対する実施機関の違法行為や虚偽の内容があるとしても、同号本文に該当する情報を一般に公にすることが必要であるとはいえず、非公開部分は、同号ただし書に該当しない。</p> <p>2 条例第 5 条第 7 号該当性について</p> <p>本件請求対象文書の非公開部分である本件法人の県税に係る審査請求の内容及び県税の賦課決定処分に関する情報は、地方税に関する調査により税務職員が知ることができた秘密であることは明らかであり、地方税法第 22 条に規定する「秘密」と認められるので、地方税法第 22 条の守秘義務が課されている情報であり、条例第 5 条第 7 号に該当する。</p> <p>3 不服申立人に関する情報の不服申立人への公開について</p> <p>条例に基づく請求者は、県民等の一人として、所定の要件の下において行政文書の公開を求めることができるにとどまり、そこに記載されている情報が請求者本人の法人情報であることを理由に、特別に行政文書の公開を受けることまで認められたものではないと解すべきである。したがって、この条例の趣旨に照らすと、仮に請求者本人に係る情報であったとしても、そのことを理由に非公開とされる法人に関する情報を公開することは認められない。</p> <p>4 条例第 10 条第 1 項違反について</p> <p>条例第 10 条第 1 項は、公開請求から実施機関の諾否の決定までの期間に関する規定であるため、当初の存否応答拒否処分を取り消した後に行った本件処分に同項が適用されるとは認められないので、本件処分は同項に違反しない。</p>		
答申年月日	平成 18 年 9 月 14 日（答申第 327 号）		

情報公開審査会答申第 328 号の概要

件名	公安発動要請文書公開拒否（存否応答拒否）の件（諮問第 380 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、もし仮に存在するとすれば、特定の個人（以下「本件個人」という。）が作成したと不服申立人が主張する神奈川県警公安の発動を要請する理由が記載された文書及びその継続要望の理由が記載された文書である。		
請求年月日	平成 18 年 2 月 21 日	諾否決定年月日	平成 18 年 3 月 3 日
諾否の決定内容	公開拒否（存否応答拒否）	実施機関	警察本部長
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号及び第 8 条		
非公開理由	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され又は識別され得る情報であり、本件請求対象文書が存在しているか否かを答えるだけで非公開情報を公開することとなるため		
不服申立年月日	平成 18 年 5 月 8 日	不服申立の趣旨	公開拒否処分の取消しを求める。
諮問年月日	平成 18 年 5 月 10 日		
審査会の結論	実施機関が、本件請求対象文書について、その存否を答えるだけで、非公開情報を公開することとなるとして、公開を拒んだことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>1 条例第 5 条第 1 号該当性について</p> <p>(1) 条例第 5 条第 1 号本文該当性について 本件個人が、神奈川県警公安の発動を要請する文書及びその継続要望の理由を記載した文書を作成したか否かに関する情報は、特定の個人が識別され得る情報であることから、同号本文に該当する。</p> <p>(2) 条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について</p> <p>ア 条例第 5 条第 1 号ただし書ウ該当性について 本件個人が公務員であるという立証が不服申立人の主張からは認められないので、本件請求対象文書に係る個人情報については、同号ただし書ウ該当性を判断する必要はない。</p> <p>イ 条例第 5 条第 1 号ただし書エ該当性について 本件請求対象文書に係る個人情報は、本件個人が警察に対して発動要請を行ったか否かという個人に関する情報であり、これをみだりに公開されないという保護利益を上回るほどの人の生命、身体等への危害等が現に生じているか、又は過去に生じた事態から類推して将来そのような危害等が発生することが予想される状態が存在するという立証が、不服申立人の主張からは認められないので、同号ただし書エには該当しない。</p> <p>2 条例第 8 条該当性について 本件公開請求のように、本件個人を特定して、本件個人が神奈川県警公安の発動を要請した文書及びその継続要望の理由を記載した文書について公開請求が行われた場合は、本件請求対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、本件個人が警察に対して発動要請を行ったか否かが明らかとなり、条例第 5 条第 1 号の非公開情報を公開することとなると解される。したがって、本件請求対象文書は、条例第 8 条に該当する。</p> <p>3 条例第 6 条該当性について 本件請求対象文書は、前述したとおり条例第 8 条に該当し、その存否自体が非公開情報であることから、本件請求対象文書の条例第 6 条該当性について判断する必要はない。</p> <p>4 条例第 7 条該当性について 実施機関は、本件公開請求のように、本件請求対象文書が存在するか否かさえも答えられない場合には、条例第 7 条該当性を検討する余地はないと説明しており、そのように解することは妥当である。</p>		
答申年月日	平成 18 年 11 月 13 日（答申第 328 号）		

情報公開審査会答申第329号の概要

件名	飼い犬に関する指導事項確約書公開の件（諮問第382号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、不服申立人が提出した犬の飼い方に係る指導事項を履行する旨を記載した文書である。		
請求年月日	平成18年7月26日	諾否決定年月日	平成18年8月24日
諾否の決定内容	公開	実施機関	知事（保健福祉事務所）
公開根拠条	条例第5条第1号非該当（同号ただし書エ該当）		
公開理由	人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められるため		
不服申立人	公開請求に対する諾否決定に先立って、条例第12条第1項の規定に基づき、不服申立人に対して意見書提出の機会を与えたところ、反対意見書を提出した。		
不服申立年月日	平成18年9月6日（受理）	不服申立ての趣旨	公開処分の取消しを求める。
諮問年月日	平成18年9月7日		
審査会の結論	本件請求対象文書を公開するとしたことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>〈条例第5条第1号該当性について〉</p> <p>1 条例第5条第1号本文該当性について 本件請求対象文書は、不服申立人を特定して公開請求した文書であることから、特定の個人が識別される情報であり、本件請求対象文書に記載された日付、宛名（保健福祉事務所長）、不服申立人の住所及び氏名、不服申立人が飼育している犬（以下「本件犬」という。）の飼い方に係る指導事項並びに当該指導事項を不服申立人が確実に履行する旨の内容（以下「本件指導事項等」と総称する。）のすべてが同号本文に該当する。</p> <p>2 条例第5条第1号ただし書エ該当性について （1）神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例（以下「動物愛護条例」という。）第8条は、犬の飼養者の遵守事項として、犬を逸走させないため、適正な方法で係留すること等を定めており、また、同条例第21条は、「知事は、この条例の施行に必要な限度において、飼養者その他関係者から施設の状況その他必要な事項について報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に、飼養者の施設、施設を設置する場所その他関係ある場所に立ち入り、施設、施設を設置する場所その他関係ある物件を検査させ、若しくは調査させ、若しくは関係者に質問させることができる」と規定している。 （2）実施機関は、動物愛護条例に基づき、平成18年6月に本件犬の飼育状況についての現地調査を実施している。その結果、不服申立人が本件請求者の財産である本件請求者の飼い兎（以下「本件兎」という。）がかみ殺された事故（以下「本件事故」という。）において本件犬が本件兎をかみ殺した可能性があり、また、本件事故発生後も本件犬の放し飼いによる狩猟訓練を囲いのない不服申立人の畑で行っていたことを、不服申立人からの聞き取りにより確認したため、実施機関は不服申立人に対し、犬の飼養者の遵守事項についての指導を行った。 （3）以上のことからすると、不服申立人が犬の飼養者の遵守事項を確実に履行しなければ、本件事故と同様の事故が発生する可能性があると考えられることから、本件事故発生後においても、過去に生じた事態から類推して将来同様の危害等が発生することが予測される状態が存在しているものと認められる。また、本件指導事項等は、近隣住民等から見れば、動物愛護条例第8条（犬の飼養者の遵守事項）及び第19条（事故届）に基づく犬の飼養者の遵守事項を不服申立人が確実に履行しているかどうかを確認することができる情報であると解されるため、公開することが必要な情報であると認められる。したがって、本件指導事項等は、人の生命、身体等への危害等から県民を保護するため公開することが公益上必要な情報であり、条例第5条第1号ただし書エに該当する。</p>		
答申年月日	平成18年11月27日（答申第329号）		

情報公開審査会答申第330号の概要

件名	特定の社会福祉法人に係る質問書等非公開の件（諮問第383号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、特定の社会福祉法人（以下「本件法人」という。）に係る質問書及び添付書類（以下「質問書等」という。）並びに神奈川県知事（以下「知事」という。）の回答書並びに同法人の評議員及び役員（以下「本件評議員等」という。）の問い合わせ文書並びに神奈川県保健福祉部長（以下「部長」という。）の回答書である。		
請求年月日	平成18年7月28日	諾否決定年月日	平成18年8月28日
諾否の決定内容	非公開	実施機関	知事（福祉監査指導課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例第5条第1号該当		
非公開理由	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され又は識別され得る情報であるため		
不服申立年月日	平成18年9月1日	不服申立ての趣旨	非公開処分の取消しを求める。
諮問年月日	平成18年9月11日		
審査会の結論	本件請求対象文書を非公開としたことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>1 条例第5条第1号該当性について</p> <p>(1) 条例第5条第1号本文該当性について</p> <p>ア 特定の個人（以下「本件個人」という。）から知事にあてた本件法人に係る質問書等及び知事の回答書は、本件個人の意見及び同意見に対する回答が記載されたものであることが認められることから、本件個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であり、同号本文に該当する。</p> <p>イ 本件評議員等から部長にあてた問い合わせ文書及び部長の回答書は、本件評議員等の意見及び本件法人における立場が記載されたものであることが認められることから、本件評議員等の個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であり、同号本文に該当する。</p> <p>(2) 条例第5条第1号ただし書該当性について</p> <p>本件請求対象文書は、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」又は「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とは認められないので、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。</p> <p>2 条例第6条第2項該当性について</p> <p>本件請求対象文書は、特定の個人の氏名が記載されて公開請求されており、本件請求対象文書全体が本件個人又は本件評議員等が識別される情報であると認められるので、条例第6条第2項による部分公開はできない。</p>		
答申年月日	平成19年1月18日（答申第330号）		

情報公開審査会答申第331号の概要

件名	県立新ホール設計等検討委員会の配布資料一部非公開の件（諮問第381号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、平成18年5月18日開催の第2回県立新ホール設計等検討委員会の配布資料である。		
請求年月日	平成18年5月23日	諾否決定年月日	平成18年6月20日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	知事（文化課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例第5条第2号、第5号及び第7号		
非公開理由	<p>1 本件請求対象文書のうち的设计図面（以下「本件設計図面」という。）を作成した設計者（以下「本件設計者」という。）の技術的蓄積や先駆的取組の内容を公開すると、他の競争的地位にある設計者との関係で、本件設計者たる法人に不利益を生じさせるため</p> <p>2 本件設計図面は県立新ホール設計等検討委員会（以下「検討委員会」という。）での重要な参考資料として用いるため、実施機関から独立行政法人都市再生機構（以下「UR」という。）に依頼して、当該目的に限って、公表しないとの条件で本件設計者から任意提供された情報であるため</p> <p>3 本件設計図面は未公表の著作物であり、著作者である本件設計者から公開しないことを求められているので、公開すると本件設計者の著作権を侵害することになるため</p>		
不服申立年月日	平成18年8月10日（受理）	不服申立ての趣旨	一部非公開処分の取消しを求める。
諮問年月日	平成18年8月18日		
審査会の結論	本件請求対象文書のうち、実施機関が非公開とした部分は、公開すべきである。		
審査会の判断理由	<p>1 条例第5条第7号該当性について</p> <p>（1）著作権法（以下「法」という。）第18条第1項において、著作者は、未公表著作物を公衆に提供し、又は提示する権利を有すると規定されているが、公表権は常に保障されているものではなく、そこには一定の内在的制約があると考えられる。同条第3項第3号は、未公表著作物を地方公共団体に提供した場合（開示する旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を除く。）には、情報公開条例の規定により当該地方公共団体が当該著作物を公衆に提供し、又は提示することについて著作者が同意したものとみなすことと規定している。しかし、同号は、公表することに同意したものとみなす場合を規定しているため、別段の意思表示があった場合には同意がないものとされるにとどまると解される。</p> <p>（2）実施機関は、本件設計図面を公開すると、法第18条第1項が規定する著作者の権利を侵害することとなるため、条例第5条第7号に該当すると説明している。しかし、前述したとおり、法第18条第3項の規定は、公開・非公開の決定に際して、著作者の同意を得るといふ行為が介在することから、法令等がその規定自体により一義的に公開することができないとされている場合に該当しないため、条例第5条第7号に該当しない。</p> <p>2 条例第5条第2号該当性について</p> <p>（1）実施機関は、本件設計図面が条例第5条第7号に該当することを前提に、本件設計図面のうち、設計者がノウハウを盛り込んで作成していると考えられる個所について、条例第5条第2号にも該当すると説明している。しかし、前記1で述べたとおり、著作者の同意がないとしても、そのことを理由として直ちに条例第5条第7号に該当するとは認められないと判断したことから、本件設計図面を公開することにより著作者の権利を侵害することとなるか否かを含めて、条例第5条第2号の該当性を判断する。</p> <p>（2）本件設計図面そのものは公表されていないが、公表されている設計選定プロポーザルにおける技術提案書の図面のコンセプトを基に作成されていること及び基本設計概略図面が公表されていることを考慮すると、本件設計図面は公表されている図面と類似した図面又は推測可能な図面といふことができることから、本件設計図面を公開することによって、本件設計者の公表権を実質的に侵害するとははいえない。</p>		

<p>審査会の 判断理由 (続 き)</p>	<p>(3) 実施機関からは本件設計者のノウハウが盛り込まれている点について具体的な説明がなされておらず、本件設計者も設計上のノウハウについて具体的に言及していない。また、当審査会が本件設計図面を確認したところ、県立新ホールが一般利用に供された後であっても本件設計者にとって秘匿すべきノウハウが記載されているとは認められない。</p> <p>(4) 以上のことを総合的に判断すると、本件設計図面を公開することによって、本件設計者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとまでは認めることはできないことから、本件設計図面は、条例第5条第2号に該当しない。</p> <p>3 条例第5条第5号該当性について</p> <p>(1) 実施機関は、本件設計図面は検討委員会における検討のために実施機関がURに依頼して提供を受けた情報であり、本件設計者からは検討委員会の委員の閲覧にとどめて欲しい旨の意思表示及び非公開として欲しい旨の意見書が提出されていると説明している。</p> <p>(2) しかし、URは実施機関からの要請を受けて、市街地再開発事業を行う施行者であり、文化芸術等の専門家から意見を聴取するために実施機関が設置した検討委員会において検討を行うためには、実施機関がURから本件設計図面の提供を受けることは必要不可欠であり、当初から予定されていたと考えられる。</p> <p>また、検討委員会は公開で開催されており、実施機関の説明等を勘案すると、検討委員会の議論を傍聴する者の理解を促進するために、委員に配布された資料の参照を傍聴者に許す可能性もあり得たものと認められる。</p> <p>(3) 本件設計図面は、許認可の申請等において著作物が添付されている場合とは異なり、県が実施主体となって建設する県立新ホールの設計図面である。県立新ホールの建設に当たり、市街地再開発事業の手法を採用したために、URに本件設計図面が提出されてはいるが、山下町県有地の利活用事業実施後は、県立新ホールは公の施設となるものである。</p> <p>県立新ホールが、地方自治法第244条第1項により住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設として建設する公の施設であることを考慮すると、県立新ホールの設計に当たり、広く県民の意見を取り入れることが求められており、そのためには、検討過程における本件設計図面の公開が必要であると考えられる。</p> <p>(4) 行政事務のアウトソーシングの進展している現状を考えると、県から民間会社に委託される業務の成果物について、任意に提供された情報であることを理由として直ちに条例第5条第5号に該当する情報であると認めると、条例の目的とする、公正で開かれた県政の実現を図り、もって県政に対する県民の理解を深め、県民と県との信頼関係を一層増進することが困難となると解される。</p> <p>(5) 以上のことを総合的に判断すると、本件設計図面は、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報と認めることはできない。仮に任意に提供された情報であったとしても、本件設計図面を公にしない旨の条件を付することは、県の公の施設に係るものであるという情報の性質等に照らして合理的であるとは認められない。したがって、本件設計図面は、条例第5条第5号に該当しない。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成19年2月6日 (答申第331号)</p>

情報公開審査会答申第 332 号の概要

件名	職員懲戒処分に関わる教育委員会審議資料一部非公開の件（諮問第 338 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、教職員の懲戒処分に関わる県教育委員会審議資料（会議録及び議案書）である。		
請求年月日	平成 16 年 6 月 21 日	諾否決定年月日	平成 16 年 12 月 20 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	教育委員会（総務課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号		
非公開理由	<p>1 個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため</p> <p>2 法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため</p> <p>3 人事管理事務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>		
不服申立年月日	平成 17 年 2 月 22 日（受理）	不服申立ての趣旨	一部非公開処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<p>1 報道機関から頼まれた場合等には、処分された教職員の年齢等を通知しているのに、情報公開請求者には非公開とする行為は、県民の知る権利を侵害する決定といわざるを得ない。報道機関（記者クラブ）に対しては特定の情報を与え、情報公開制度では非公開とするのでは、報道機関と県民の得られる情報量の格差を招き、記者クラブに加盟できない個人・団体等に対し著しい不利益を強要することになる。</p> <p>したがって、過去に報道され、報道記録で検索可能な情報であるにもかかわらず、本件処分で非公開とされた情報（警察署名、被処分者年齢等）は、公開すべきである。</p> <p>2 本件処分で非公開とされた情報のうち、プライバシー性がないと考えられる項目は、「市町村名」、「教育事務所名、副所長氏名」及び「教育長の氏名及び印」（以下「市町村名等」と総称する。）である。市町村名等を公開しても不祥事のあった市町村が判明するだけで、この内容であれば報道も頻繁に行われている。また、市町村名等は市町村教育委員会に情報公開請求すれば一般に公開されるものである。</p> <p>したがって、市町村名等は教職員の行為の内容にかかわらず公開されるべきである。</p> <p>3 生徒の人権を侵害するようなわいせつ、体罰等の行為をする教職員が一人でもいれば、生徒の学校に対する信頼感が著しく低下し、登校拒否や不登校の原因となる。教職員による悪質な不祥事が多発している中で、対症療法的に問題を起こした教職員を懲戒するだけでは、学校という組織に比べて圧倒的に弱い立場の生徒を守れない。毎日のように教職員による人権侵害、不祥事が起きているので、体罰や性犯罪を許さない姿勢が求められる。</p> <p>被害者の人権が守られた上での話だが、不祥事の再発を防止し、安心して学校で学べる状況をつくるため、性犯罪、体罰等を行った教職員の個人情報を公開すべきである。</p> <p>4 人事管理事務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、処分基準が推測できる事項を非公開としているが、処分基準は、過去の処分内容が既に公開されており、その内容から推測することができることから、非公開とする理由が不明である。</p> <p>5 公の資産を違法に取得した教職員や、高校組織ぐるみで公金を詐取していた教職員の事案があるが、これらの場合、被害者は県であり、生徒のプライバシー等について考慮する必要はなく、加害者のための個人情報保護には全く賛同できない。高校組織ぐるみで公金を詐取していた事案では学校名まで公開されていない。生徒を指導する立場である教職員はこういった行為を行ってはいけないのだから、ある程度の個人情報は公開されて当然である。</p>		
諮問年月日	平成 17 年 6 月 6 日		
審査会の結論	本件請求対象文書の非公開部分のうち、特定の個人が識別され又は識別され得ることとなる情報であるとは認められない情報を公開すべきである。		

<p>審査会の 判断理由</p>	<p>1 本件不服申立てについて 本件不服申立ての対象は、本件請求対象文書の非公開情報のうち、不服申立ての理由において不服申立人が公開すべきであると主張している情報であると認められるので、当審査会としては、当該情報について、以下、検討する。</p> <p>2 条例第5条第1号該当性について (1) 過去に報道され、報道記録で検索可能な情報について ア 被処分者年齢のうち、被処分者の氏名が明らかにされている場合等については、被処分者の年齢は特定の個人が識別され又は識別され得ることとなる情報であると認められるので、条例第5条第1号本文に該当する。 イ 被処分者年齢のうち、被処分者の氏名が明らかにされていない場合等については、被処分者の年齢は特定の個人が識別され又は識別され得ることとなる情報であるとは認められず、条例第5条第1号本文に該当しない。 (2) 市町村名及び派生する情報について ア 被処分者の現任校が所在する市町村の名称等は、当該市町村に対象となる学校が1校しか存在しない場合等においては、特定の個人が識別され又は識別され得ることとなる情報であると認められるので、条例第5条第1号本文に該当する。 イ 被処分者の現任校が所在する市町村の名称等は、当該市町村に対象となる学校が複数校存在する場合等においては、特定の個人が識別され又は識別され得ることとなる情報であるとは認められず、条例第5条第1号本文に該当しない。 (3) 性犯罪、体罰等を行った教職員の個人情報について 不服申立人が公開すべきであると主張している情報は、性犯罪、体罰等を行った教職員の氏名等、当該教職員が識別され又は識別され得ることとなる情報であると認められるので、条例第5条第1号本文に該当する。 (4) 公の資産を違法に取得した教職員等の個人情報について 不服申立人が公開すべきであると主張している情報は、公の資産を違法に取得した教職員や、高校組織ぐるみで公金を搾取していた教職員の氏名等、当該教職員が識別され又は識別され得ることとなる情報であると認められるため、条例第5条第1号本文に該当する。</p> <p>3 条例第5条第4号該当性について (1) 教育委員会会議資料のうち、会議録に記載された教育委員会出席者の発言には、処分の対象となった教職員の評価や、過去の処分例との比較、処分の原因となった事実及び懲戒処分等を実施すべきであると判断する理由（以下「処分理由等」と総称する。）が含まれていると認められる。 (2) 処分理由等は、懲戒処分を行う際に、全体としてどのような情報が判断材料とされるかについての基準及び懲戒処分の適否・軽重等を判断する際の内部的な審査の基準が推測できる情報であると解される。 (3) したがって、処分基準が推測できる事項は、公開することにより、実施機関が行う人事上の措置の検討及び実施を著しく困難にするおそれがあると認められるので、条例第5条第4号に該当する。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成19年3月22日（答申第332号）</p>

情報公開審査会答申第 333 号の概要

件名	免職・停職処分に関わる事故報告書等一部非公開の件(諮問第 339 号)		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、教職員の免職・停職処分に関わる事故報告書等である。		
請求年月日	平成 16 年 6 月 21 日	諾否決定年月日	平成 16 年 12 月 20 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	教育委員会（教職員課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 6 号		
非公開理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため 2 法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため 3 人事管理事務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため 4 公開することにより、犯罪の捜査に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当の理由があるため 		
不服申立年月日	平成 17 年 2 月 22 日（受理）	不服申立ての趣旨	一部非公開処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 報道機関から頼まれた場合等には、処分された教職員の年齢等を通知しているのに、情報公開請求者には非公開とする行為は、県民の知る権利を侵害する決定といわざるを得ない。報道機関（記者クラブ）に対しては特定の情報を与え、情報公開制度では非公開とするのでは、報道機関と県民の得られる情報量の格差を招き、記者クラブに加盟できない個人・団体等に対し著しい不利益を強要することになる。 したがって、過去に報道され、報道記録で検索可能な情報であるにもかかわらず、本件処分で非公開とされた情報（警察署名、被処分者年齢等）は、公開すべきである。 2 本件処分で非公開とされた情報のうち、プライバシー性がないと考えられる項目は、「市町村名」、「教育事務所名、副所長氏名」及び「教育長の氏名及び印」（以下「市町村名等」と総称する。）である。市町村名等を公開しても不祥事のあった市町村が判明するだけで、この内容であれば報道も頻繁に行われている。また、市町村名等は市町村教育委員会に情報公開請求すれば一般に公開されるものである。 したがって、市町村名等は教職員の行為の内容にかかわらず公開されるべきである。 3 生徒の人権を侵害するようなわいせつ、体罰等の行為をする教職員が一人でもいれば、生徒の学校に対する信頼感が著しく低下し、登校拒否や不登校の原因となる。教職員による悪質な不祥事が多発している中で、対症療法的に問題を起こした教職員を懲戒するだけでは、学校という組織に比べて圧倒的に弱い立場の生徒を守れない。毎日のように教職員による人権侵害、不祥事が起きているので、体罰や性犯罪を許さない姿勢が求められる。 被害者の人権が守られた上での話だが、不祥事の再発を防止し、安心して学校で学べる状況をつくるため、性犯罪、体罰等を行った教職員の個人情報を公開すべきである。 4 人事管理事務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、処分基準が推測できる事項を非公開としているが、処分基準は、過去の処分内容が既に公開されており、その内容から推測することができることから、非公開とする理由が不明である。 5 公の資産を違法に取得した教職員や、高校組織ぐるみで公金を詐取していた教職員の事案があるが、これらの場合、被害者は県であり、生徒のプライバシー等について考慮する必要はなく、加害者のための個人情報保護には全く賛同できない。高校組織ぐるみで公金を詐取していた事案では学校名まで公開されていない。生徒を指導する立場である教職員はこういった行為を行ってはいけないのだから、ある程度の個人情報は公開されて当然である。 		
諮問年月日	平成 17 年 6 月 6 日		
審査会の結論	本件請求対象文書の非公開部分のうち、特定の個人が識別され又は識別され得ることとなる情報であるとは認められない情報及び条例第 5 条第 1 号ただし書イに該当すると認められる情報を公開すべきである。		

<p>審査会の 判断理由</p>	<p>1 本件不服申立てについて 本件不服申立ての対象は、本件請求対象文書の非公開情報のうち、不服申立ての理由において不服申立人が公開すべきであると主張している情報であると認められるので、当審査会としては、当該情報について、以下、検討する。</p> <p>2 条例第5条第1号該当性について (1) 条例第5条第1号本文該当性について ア 過去に報道され、報道記録で検索可能な情報について 本件請求対象文書において非公開とされている被処分者年齢、被処分者年齢が推測される事項及び警察署の名称は、特定の個人が識別され又は識別され得ることとなる情報であるとは認められず、条例第5条第1号本文に該当しない。 イ 市町村名及び派生する情報について (ア) 次に掲げる情報は、特定の個人が識別され又は識別され得ることとなる情報であると認められるので、条例第5条第1号本文に該当する。 a 教育長の氏名及び印 b 教育委員会の職員氏名 c 教育事務所の副所長氏名 d 市町村長の氏名及び印 e 教育委員会の指導主事氏名 (イ) 次に掲げる情報は、特定の個人が識別され又は識別され得ることとなる情報であるとは認められず、条例第5条第1号本文に該当しない。 a 学校の所在する市町村の名称等 b 教育委員会の所属名及び電話番号 c 教育事務所名 d 聴取場所 e 教育委員会の印 f 教育委員会の市町村名 ウ 性犯罪、体罰等を行った教職員の個人情報について 不服申立人が公開すべきであると主張している情報は、性犯罪、体罰等を行った教職員の氏名等、当該教職員が識別され又は識別され得ることとなる情報であると認められるので、条例第5条第1号本文に該当する。 エ 公の資産を違法に取得した教職員等の個人情報について 本件請求対象文書には、公の資産を違法に取得した教職員及び高校組織ぐるみで公金を詐取していた教職員の個人情報は含まれていない。 (2) 条例第5条第1号ただし書該当性について 前記(1)イ(ア)に掲げる情報は、教育長等の職務の遂行に関して記載されたものであり、公務員の職務の遂行に関する職員の氏名は、神奈川県職員録等により公にされていることから、条例第5条第1号ただし書イに該当する。</p> <p>3 条例第5条第4号該当性について 本件請求対象文書のうち、次に掲げる情報は、懲戒処分等の適否・軽重等を判断する際の内部的な審査の基準が推測される情報であると解されるため、公開することにより、実施機関が行う人事上の措置の検討及び実施を著しく困難にするおそれがあると認められるので、条例第5条第4号に該当すると判断する。 (1) 人事考査委員会・審査結果のうち、「処分の程度」欄に記載された情報の一部 (2) 人事考査委員会資料のうち、「処分の程度」欄及び「処分理由」欄に記載された情報の一部並びに「事務局見解」欄に記載された情報 (3) 人事考査委員会資料のうち、過去の処分例との比較資料の表題を除く部分に記載された情報</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成19年3月22日(答申第333号)</p>